

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 宮城 政剛



酸素濃縮器の貸し出しについて

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「酸素濃縮器の貸し出しについて」が届きましたのでご案内申し上げます。
また、関係文書は当会ホームページ（新着情報→新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載しております。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：前泊・石垣/ 電話 098-868-7579）

.....記.....

沖縄発第 604 号
令和 5 年 7 月 14 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
副会長 宮里達也

酸素濃縮器の貸し出しについて

今般、沖縄県保健医療部感染症医療確保課から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。
酸素濃縮器の貸し出しについては、新型コロナウイルス感染症が 5 類感染症への位置づけ変更により、令和 5 年 5 月 7 日をもって終了したところです。

本件は、本県の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、入院患者数が増加していることから、7 月 7 日より酸素濃縮器を貸し出しするスキームを再稼働させるとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 運用期間：令和 5 年 7 月 7 日(金)～9 月 30 日(土)
2. 配送対象：酸素濃縮器
3. 対応時間：平日 9:00～17:00
4. 連絡先：080-9853-2546
5. 注意事項：酸素投与は医療行為のため、医師の指示の下での使用となりますので、原則医師からの依頼のみ対応とします。
6. 別 添：・酸素濃縮器運用スキーム
・「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」に係る Q & A

● 酸素濃縮器の貸し出しについて (令和 5 年 7 月 7 日 (保確第 257 号))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：高良、平良
TEL:098-888-0087、FAX:098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp

保確第 257 号
令和5年7月7日

沖縄県医師会 ご担当者様

沖縄県保健医療部感染症医療確保課長

酸素濃縮器の貸し出しについて

新型コロナウイルス感染症に係る酸素濃縮器の貸し出しについて、5類感染症への位置づけ変更により、令和5年5月7日をもって終了したところです。

しかしながら、7月5日現在 1,064 人が入院しており、これまでの最大入院数 1,166 人に近づいています。このまま感染者数が増加した場合に備えるため、酸素濃縮器貸し出しスキームを再稼働しますので、関係医療機関への周知をお願いします。

担当: 沖縄県保健医療部 感染症医療確保課
医療体制確保班 宮下(みやした)

Tel : 080-9853-2546

Mail: miyshitj@pref.okinawa.lg.jp

保確第 257 号

令和5年7月7日

各医療機関ご担当者様

沖縄県保健医療部感染症医療確保課長

酸素濃縮器の貸し出しについて

新型コロナウイルス感染症に係る酸素濃縮器の貸し出しについて、5類感染症への位置づけ変更により、令和5年5月7日をもって終了したところです。

しかしながら、7月5日現在 1,064 人が入院しており、これまでの最大入院数 1,166 人に近づいています。このまま感染者数が増加した場合に備えるため、酸素濃縮器貸し出しスキームを再稼働しますので、下記のとおり通知します。

記

1. 運用期間 令和5年7月7日(金)～9月 30 日(土)
2. 配送対象 酸素濃縮器
3. 対応時間 平日09:00～17:00
4. 連絡先 080-9853-2546
5. 注意事項 酸素投与は医療行為のため、医師の指示の下での使用となりますので、原則医師からの依頼のみ対応とします。
6. 別 添
・酸素濃縮器運用スキーム
・「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」に係る Q&A

担当: 沖縄県保健医療部 感染症医療確保課

医療体制確保班 宮下(みやした)

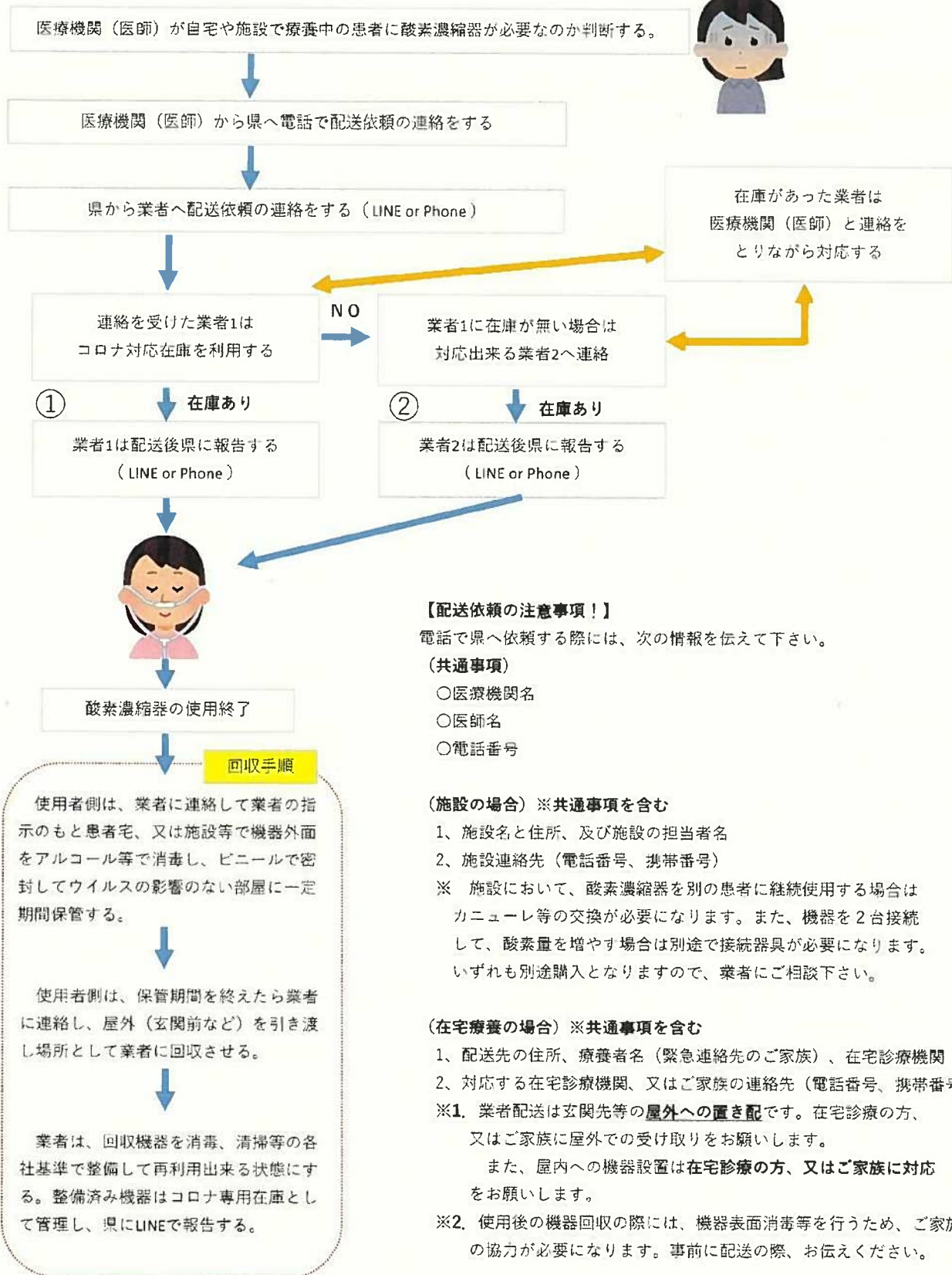
Tel : 080-9853-2546

Mail: miyshitj@pref.okinawa.lg.jp

酸素濃縮器運用スキーム

令和5年7月7日

感染症医療確保課 企画・医療体制G



【配送依頼の注意事項！】

電話で県へ依頼する際には、次の情報を伝えて下さい。

（共通事項）

- 医療機関名
- 医師名
- 電話番号

（施設の場合）※共通事項を含む

- 1、施設名と住所、及び施設の担当者名
- 2、施設連絡先（電話番号、携帯番号）

※ 施設において、酸素濃縮器を別の患者に継続使用する場合はカニューレ等の交換が必要になります。また、機器を2台接続して、酸素量を増やす場合は別途で接続器具が必要になります。いずれも別途購入となりますので、業者にご相談下さい。

（在宅療養の場合）※共通事項を含む

- 1、配送先の住所、療養者名（緊急連絡先のご家族）、在宅診療機関
- 2、対応する在宅診療機関、又はご家族の連絡先（電話番号、携帯番号）

※1. 業者配送は玄関先等の**屋外への置き配**です。在宅診療の方、又はご家族に屋外での受け取りをお願いします。

また、屋内への機器設置は**在宅診療の方、又はご家族に対応**をお願いします。

※2. 使用後の機器回収の際には、機器表面消毒等を行うため、ご家族の協力が必要になります。事前に配送の際、お伝えください。

「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」に係る Q&A

令和5年7月7日から稼働する「新型コロナウイルス感染者酸素濃縮器」について、質問の多い事項をとりまとめました。

Q 1

診療報酬は算定できるか？

(答)

コロナ患者の在宅及び高齢者施設での使用については、在宅酸素療法指導管理料2「その他の場合」(2,400点)及び酸素濃縮設置加算(4,000点)をそれぞれ算定することができます。医療機関については、当該加算はありません。

上記回答は標準的な回答であるため、個別ケースについては、九州厚生局へお問い合わせください。

Q 2

今後の酸素濃縮器の需要を想定し、念の為の施設配置はできるか？

(答)

念の為の施設配置は想定していません。

Q 3

コロナ患者以外にも貸出された酸素濃縮器を使用できるか？

(答)

使用できません。

Q 4

同じ施設で、連続して違うコロナ患者さんに同じ機材を使用することはできるか？

(答)

使用可能ですが、カニューレ等の交換が必要になります。

Q 5

小規模離島への配置はできるか？

(答)

配置可能です。台風等による事前対応が必要な場合はご相談ください。

Q 6

医師ではない者から代理での発注は可能か？

(答)

代理で発注依頼をすることは可能ですが、その際は指示をした医師の氏名(フルネーム)、病院名を記載してください。